

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

子育て政策課

子育て施設支援課

保 育 課

1 概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「事業」という。）は、令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、児童福祉法においては「乳児等通園支援事業（令和7年4月1日施行）」として、子ども・子育て支援法においては「乳児等のための支援給付（令和8年4月1日施行）」として、それぞれ規定された。

令和8年4月1日から、法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施することとされており、その内容について報告するもの

2 事業目的

全てのこどもの育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としている。利用者は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育給付を利用することができる。

3 事業概要（国制度）

現時点で公表されている国の制度概要は以下のとおりである。

（1）利用対象者

0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもで、区市町村による利用認定を受けた者

（2）対象施設

保育所、幼稚園、認定こども園、その他乳児等通園支援を適切に行うことができる施設で、区市町村による認可を受けた事業所

(3) 実施方法

以下の方法による実施とされている。

ア 一般型

在園児と一緒に過ごすことを基本とする在園児合同実施や、在園児とは別に、本事業を利用するこども同士で過ごすことを基本とする専用室独立実施や独立施設実施

イ 余裕活用型

保育所等の空き定員の枠を活用して実施

(4) 利用方法

以下の利用方法を基本とし、併用することも可能とされている。

ア 定期利用

利用する事業所を限定したり、利用日時を固定したりするなど、特定の事業所を定期的に利用する形態

イ 柔軟利用

利用する事業所や日時を固定せずに利用する形態

(5) 利用可能時間

令和8年度の利用可能時間は、現時点で未定。令和7年度の国制度においては、利用可能時間は10時間とされている。

(6) 保護者負担額

令和8年度の利用可能時間は、現時点で未定。令和7年度の国制度においては、1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を徴収することができる。とされている。

4 区の検討状況

国から示されている事業の設備及び運営に関する基準に則り、条例の規定整備を進めていく（（仮称）葛飾区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）。一方で、利用可能時間、公定価格などに関する基準は未だ示されていないため、引き続き国や都の動向を確認しながら、令和8年2月の事業所認可・利用者認定、同年4月からの事業実施に向け、区事業としての制度構築を進めていく。